

津野町立葉山中学校
いじめ防止基本方針

平成30年2月改定

目 次

1	はじめに	P.	2
2	いじめの防止等の対策に関する基本理念	P.	2
3	いじめの定義 〈いじめ防止対策推進法第2条より〉	P.	3
4	いじめの理解	P.	3
5	いじめ防止の対策、取組	P.	4
6	いじめの発見から解決まで	P.	4
	(1) 発見の具体的手立て		
	(2) 発見から指導にいたる組織的対応		
7	重大事態への対処	P.	7
8	学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト	P.	8

1 はじめに

本校では「生命を尊重し、人の心を思いやる生徒」「自ら学び考え、正しい判断や行動できる生徒」そして、「生徒にとって楽しく、行きたくなる学校」を目指し、全校生徒とともに、よりよい学校づくりに取り組んでいる。

中でもいじめについては、「いじめを受けた子供たちの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。」ということを教職員、全校生徒で共通理解し、そして、いじめはどの子供にも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服に向け、また、いじめを生まない土壤をつくる視点も含め、関係者とともに継続的な取組を行うこととする。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置するがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 いじめの定義〈いじめ防止対策推進法第2条より〉

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

4 いじめの理解

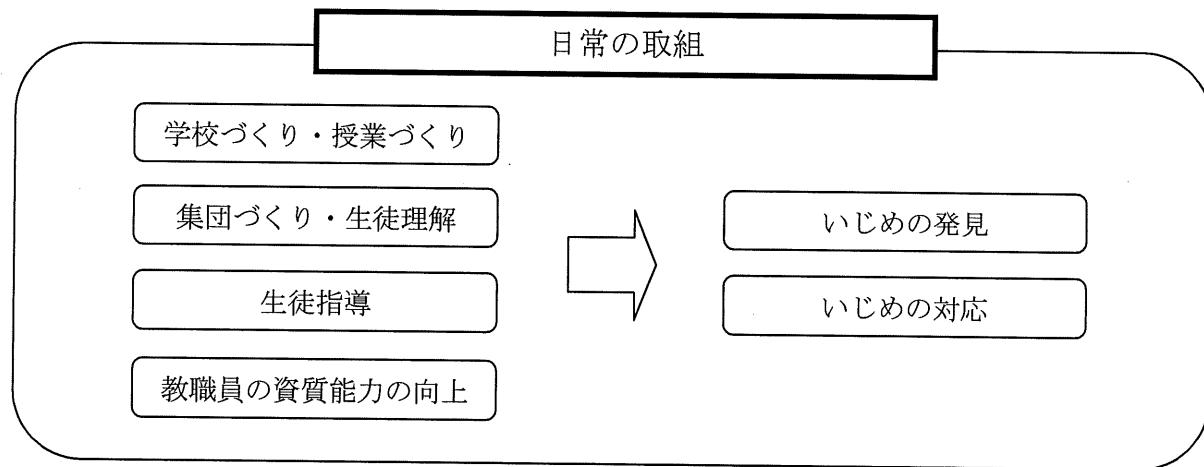
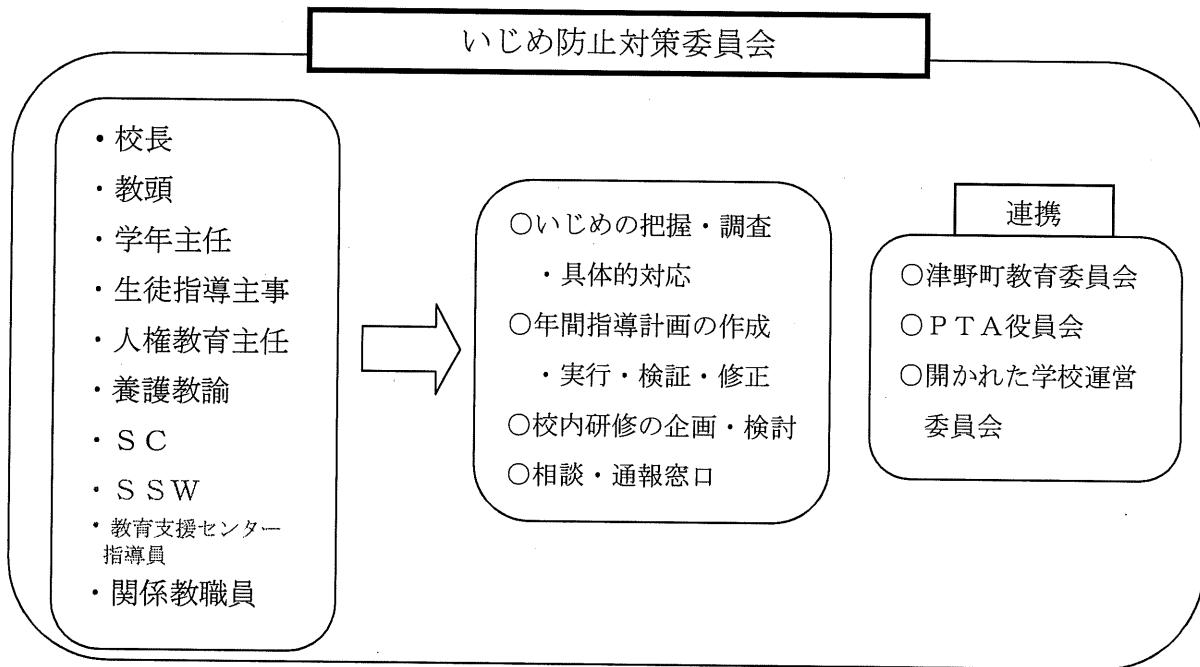
いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。

とりわけ、嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わぬいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

5 いじめ防止の対策、取組



6 いじめの発見から解決まで

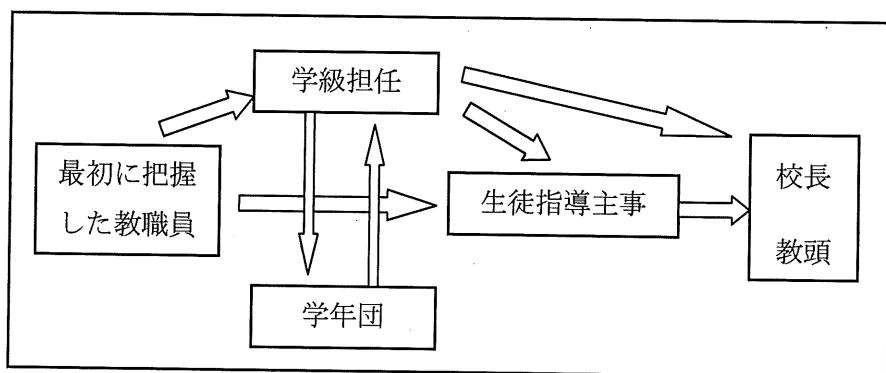
(1) 発見の具体的な手立て

- ①アンケート調査（定期的：学期に1回）及びQ-Uの活用
- ②教職員の気づき
- ③面談
- ④家庭の気づき
- ⑤相談窓口の複数化
(担任・副担任・保健室・部活動顧問・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員、関係教職員など)

(2) 発見から指導にいたる組織的対応

①いじめの情報（気になる情報）の把握

- ・いじめが疑われる言動の目撃
- ・該当生徒からの相談
- ・アンケート調査からの発見
- ・保護者からの訴え
- ・友人からの情報 等



② 対応チームの編成

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学級担任、養護教諭スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、教育支援センター指導員、関係教職員 等

※事案に応じて柔軟な編成とする

- 情報の収集、整理
- 対応方針の決定
 - ・緊急度の確認
 - ・事情を聞きとる際や指導時に留意すべき点の確認
- 役割分担
 - ・被害生徒からの聞き取りと支援担当
 - ・加害生徒からの聞き取りと指導担当
 - ・周囲の生徒、全校生徒への指導担当
 - ・保護者への対応担当
 - ・関係機関への対応担当

③具体的対応と留意点

ア 事実確認（原因究明）

- ・いじめの状況、いじめに至った背景等をじっくりと聴き、事実に基づく指導・支援を行う。
- ・聞き取りは、被害生徒→周囲の生徒→加害生徒の順で行う。

〈聞き取りの際の留意事項〉

- 複数の教員で行う。
- 先入観に陥らないよう留意する。
- 安心して話せるよう、その生徒が話しやすい場所等に配慮する。
- 秘密を厳守し、必ず被害生徒を守る。
- 聞き取りを終えたら、保護者に来校して頂き、説明する。

イ 被害生徒（いじめられた生徒）への対応

- ・被害生徒に対して、徹底して味方になれるよう、いじめを絶対に許さないことや今後の指導について伝える。
- ・スクールカウンセラーとも連携し、心のケアに努める。
- ・いつでも相談できるように、具体的な相談方法を伝達する。

ウ 加害生徒（いじめた生徒）への対応

- ・いじめに至った背景を考慮しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・自分の行動を内省させ、被害生徒の辛さに気づかせ、二度と繰り返させないよう指導する。
- ・必要であれば、関係機関の協力を仰ぎ、いじめは絶対に許されない行為であることを認識させる。

エ 生徒全体への対応

- ・被害生徒の秘密は厳守し、そのうえで、るべき集団のあり方等を指導する。
- ・学級、学校の雰囲気に常に気を配り、学校行事等を通じてより良い集団づくりに努める。

オ 保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として被害生徒を徹底的に守っていくことを伝え、対応を具体的に伝え、理解していただく。
- ・経過報告をこまめに行い、協力を得る。

7 重大事態への対処

①重大事態の発生

〈重大事態とは〉

- 1 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ・生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- 2 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ・年間30日の欠席を目安とする
- 3 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し立てがあつたとき

②津野町教育委員会への報告



事案の調査主体を判断

重大事態の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生を防止するために行う。



本校が調査主体の場合

津野町教育委員会が調査主体の場合

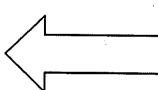
①重大事態の調査委員会を設置

- ・組織は、校内教職員に加え、専門的知識及び経験を有する者であつて、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者で構成
- ・当該調査の公平性・中立性の確保

②事実関係を明確にするための調査を実施
③いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報提供

④調査結果を津野町教育委員会に報告
⑤調査結果を踏まえた必要な措置

津野町教育委員会の指示のもと、資料の提出などへの調査協力



津野町教育委員会からの指導・助言

8 学校におけるいじめの防止等に係る取組のチェックリスト

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返り、当てはまる数字に○をしてください。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組

	項目	チェック
授業づくり・ 学校づくり	生徒が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている	4 3 2 1
	全ての生徒が参加できる授業づくりに努めている	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1
生徒理解・ 集団づくり	互いのよさや違いを認め合う集団づくりに努めている	4 3 2 1
	生徒理解や人間関係の把握に努めるとともに、生徒一人一人と会話するよう心がけている	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1
生徒指導	生徒指導の視点を大切にした授業づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている	4 3 2 1
	生徒が「死ね」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1
資質能力向上 教職員の 資質能力向上	教師の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたりいじめを助長したりすることの無いよう、細心の注意を払っている	4 3 2 1
	いじめ認知の視点について、教職員間で定期的に確認している	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1

2 いじめの早期発見、早期対応等

	項目	チェック
いじめの発見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、生徒の実態把握に努めている	4 3 2 1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている	4 3 2 1
	生徒の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している	4 3 2 1
		4 3 2 1
いじめの対応等	被害生徒や情報を提供してくれた生徒を守り通すことを前提に、組織で迅速に対応することに努めている	4 3 2 1
	加害生徒への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、根本からの改善に努めている	4 3 2 1
		4 3 2 1
		4 3 2 1

3 家庭や地域の関係団体等との連携促進

項目	チェック
学校行事や学級での出来事などについて、学級通信等で情報発信するよう努めている	4 3 2 1
生徒の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている	4 3 2 1
P T A 活動や地域の行事などに進んで参加するよう努めている	4 3 2 1
	4 3 2 1

4 取組全体を通しての成果や課題、改善点などについてお書きください。